# 取り付けについて

### 取り付け位置について

国土交通省の定める道路運送車両の保安基準の改正(平成17年1月1日)に伴い、下記の範囲内の視界を確保することが義務付けられました。

ダッシュボード上に機器(オンダッシュモニター、ポータブルカーナビゲーションなど)を取り付ける際は、運転者の視界を妨げないように取り付けてください。

#### ●前方視界基準

#### ■対象車種

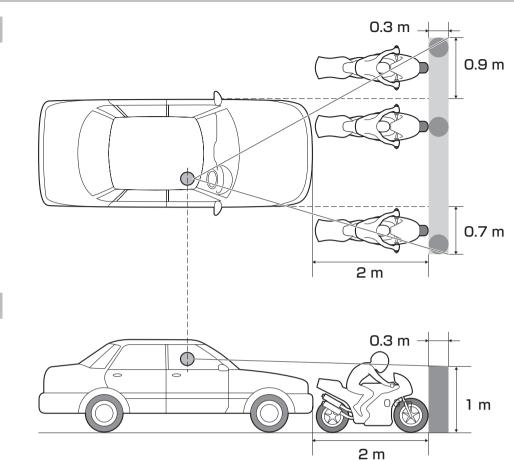
- ① 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 11 人以上のものを除く)
- ② 車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車

#### ■基準概要

自動車の前方 2 m にある高さ 1 m 、直径 0.3 m の円柱(6 歳児を模したもの)を鏡等を用いず直接視認できること。

※図は右ハンドル車の例です。左ハンドル車の場合は、左右逆になります。

## 上面図



## 側面図

取り付けについて

設置

接続